

カナダ大使館主催

「子どもと家族の法—カナダと世界の観点2009」

大分県弁護士会会員

中村 多美子 ● Nakamura, Tamiko

国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約

日本では、夫婦が別居する際、その一方が子どもを連れて家を出るということは珍しくない。むしろ、「実家に帰らせてもらいます。」的な子連れ里帰り別居のパターンは、いまだ日本においてメジャーな別居の方法の一つと言っても過言ではない。

しかし、こうした別居が国際結婚で行われると、大きな国際問題を引き起こすことになる。

というのも、こうした一方的な子連れ別居を認めていない国も多いからである。そして、国際結婚における一方的な子の連れ去りに対しては、1980年の「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」（以下「ハーグ子奪取条約」という。）で子どもをもといた国に戻すための手続きが定められている。このハーグ子奪取条約には、現在80以上の国が加盟し、G7の中で加盟していないのは唯一日本だけである（在日アメリカ大使館による2009年5月21日共同記者会見より）。

ハーグ子奪取条約とは、親権・監護権の帰属という実体を決するものではなく、国際的な子どもの奪取行為への対応に徹し、子どもの奪取に関する法廷地の問題を一定解決するものである。従って、この条約に加盟すると、常居所地国へ子を返還することが原則となり、その実現に向けて加盟国相互の国内法整備などを含めた協力が求められる。最終的な、子どもの親権や監護権は、返還後の常居所地国の司法制度で定められることとなる。

これに対し、従来、こうした子の引き渡しを直接強制するような条約については、我が国の司法実務にそぐわないとして、批准に消極的な意見が多かった。実際、ハーグ子奪取条約を批准した国は、日本人法律家から見ると「乱暴な」直接強制を行っているのかどうか、その運用実態の詳細を日本の実務家が知る機会がこれまで非常に少なかった。

カナダ大使館の取り組み

カナダは、ハーグ子奪取条約の成立とその加盟

国の拡大に向けて大きな役割を果たしてきた国の一つである。そして、カナダ大使館をはじめとして、アメリカ、フランス大使館もまた、日本においてハーグ子奪取条約に関する学習会やセミナーなどを近年活発に開催している。というのも、こうした国々において、国際結婚にまつわる国際的な子奪取の事件を引き起こしている件数は、日本が非常に多いとされているからなのである。

カナダは、2005年に引き続き、2009年もハーグ子奪取条約に関する研究会を開催し、多くの日本の法律家もこれに参加した。

2009年3月17日の研究会

本年の研究会においては、研究会開催に先立ち、日弁連で家事法制委員会のメンバーらと研究会に出席するカナダの裁判官・弁護士とのディスカッションが日弁連で行われた。互いの家族法とその運用に関する率直な質疑応答がなされた後、その内容をふまえて、同日午後からカナダ大使館で研究会が開催されたのである。

まず、Zisman 裁判官から、カナダにおける子どもの監護と面会交流の制度について説明があった。続いて、Blitt 弁護士から、ハーグ子奪取条約締結の経緯・目的・運用などが説明された。最後に Bourdeau 氏から、ハーグ子奪取条約の事件を具体的に扱うため、政府がどのような形で組織を作り中央当局が動いているかについての説明があった。

研究会を振り返って

紙面の都合上、すべての内容を書き尽くすことはできないが、ハーグ子奪取条約批准をめぐる我が国の議論の中で、よく出される疑問に対するいくつかの示唆があったので紹介したい。

(1) 共同親権 (Joint Custody) とは何か。それは離婚後も継続的な紛争を当事者にもたらし、子を紛争の渦中におき続けるのではないか。

我が国の親権の概念と、カナダの監護権の概念は同じではない(比較法的に共同親権の概念を議論する際、注意が必要な点である。)。カナダの家族法において、Custody とは権利(子に関する重要な法的事項の代理権)と責任(子を養育する責任)

を意味する。最近では、こうした概念よりも、Parenting Plan(親計画)、Parallel Parenting(並行子育て)などという表現で、離婚後も父母が子どもに対してその養育の責務を果たしていくことが表されている。しかし、それは、あらゆる父母に対して要請されるものではない。対立が深く話し合うことが不可能な父母にまで、こうしたことを要求しているのではなく、そういうケースでは、最後は裁判官がどちらか片方にだけ決定権を持たせることになる。そういう点では、日本で弁護士が目にする深刻なケースは、カナダのような法制度によっても、結論的には変わらないのかもしれない。話し合うことが可能で、子どものために賢慮しうる父母を対象に、離婚後もよりよい子育てを支援するための法的な枠組みと言ってもよいのではないだろうか。

(2)面会交流と子への暴力防止との関係

ハーグ子奪取条約の重要な内実の一つとして、子どもと一緒に住んでいない親の面会交流権(Visitation ないし Access)を保障している。しかし、我が国においては、面会交流権は法で定められてはおらず、家庭裁判所で取り決めたとしても、当事者の強い拒否が存在すると実現されないケースも多い。面会交流に消極的な理由の一つとして我が国で挙げられるのは、DVや虐待の問題の存在である。しかし、カナダでは、あらゆるケースで面会交流を認めている。DVのあるケースでは刑事事件で対応しつつ加害者プログラムなどが用いられつつ、監督付きの面接交渉が認められている。カナダにおいても、実際に子どもと居住しているのは80%以上が母親で、父親による面会交流は2週間に1回、夕方から翌日にかけて宿泊付きで実施されるのが普通のパターンで、場所は家庭の事情に応じて様々ということであった。

(3)ハーグ子奪取条約に加盟すると子どもだけが強制的に連れ戻されるのか。どのような場合でも例外なく連れ戻されるのか。

ハーグ子奪取条約が主眼としているのは、法廷地の解決である。どうして子どもを連れて出国したのか、という理由ではなく、子どもを連れて違法に出国した、という行為だけがそこでは議論の対象となる。常居所のあった国に連れ戻さなくて

よい例外は厳しく制限され、その審理は常居所国でなされる。例えば、父による暴力があり、逮捕歴も複数回あって法的コントロールが及ばないようなケースでは、父による返還申し出は認められず、非返還決定がなされるが、強い挙証責任が返還を拒む側に求められる。また、子どもの意思による非返還についても同様であり、監護親の無言の圧力をくみ取った子の意向などについて注意深く審理される。返還命令が出されたとしても、実際に直接強制がなされるようなことは少なく、80%のケースで母親が子どもと一緒に常居所国に戻ることが多い。帰国に際しては、和解的な条件設定がなされることがある(Undertaking)。例えば、返還を要求した父において、渡航費用を負担すること、帰国後の家を提供すること、生活費を負担すること、監護権を決定する法的申立を速やかに行うこと、帰国が決定されたとしてもそれは監護権に関する推定とはならないこと、裁判所の命令においてのみ面会交流をすること、相手方配偶者に接触をしてはならないこと、などなどが状況に応じて取り決められ、母親が任意で子どもと一緒に帰国することになるようである。特に、経済的な事項については、Undertaking を履行するのに足りるだけの銀行預金の存在などが証明されることまで求められるようである。

終わりに

これまで国内だけで議論されることの多かった家族法は、国際化の波を受け、新しい問題に直面している。しかし、ハーグ子奪取条約が提起する問題は、涉外家事事件に限定されたものではない。離婚の増加と離婚後の子の養育のあり方は、国内の家事事件が抱える大きな問題でもある。ハーグ子奪取条約を通じて見ることでできる諸外国の取り組みは我が国の家族法の今後を考えるにあたって重要な示唆に富む。研究会後、ワインを片手に Zisman 裁判官と話をした。DV事件を多く見てきた弁護士としてハーグ子奪取条約の批准については不安もあると率直に打ち明けたところ、彼女は私に力強くこう答えた。「私たちは、ハーグ子奪取条約を通じてDV被害者を守ることができるのよ。」

(家事法制委員会 事務局次長)